

平成27年度さいたま市介護保険事業 特別会計予算

平成27年度さいたま市介護保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ76,359,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、第2款保険給付費のうち、各項に計上した負担金、補助及び交付金に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

平成27年2月4日提出

さいたま市長 清水 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 保険料		18,297,553
	1 介護保険料	18,297,553
2 国庫支出金		15,158,884
	1 国庫負担金	12,930,224
	2 国庫補助金	2,228,660
3 支払基金交付金		20,492,890
	1 支払基金交付金	20,492,890
4 県支出金		11,065,484
	1 県負担金	10,779,977
	2 県補助金	285,507
5 財産収入		6,251
	1 財産運用収入	6,251
6 繰入金		11,337,573
	1 一般会計繰入金	11,175,301
	2 基金繰入金	162,272
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		364
	1 延滞金、加算金及び過料	3
	2 預金利子	1
	3 雑入	360
歳入合計		76,359,000

第2表

債 務 負 担 行 為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
介護保険料納入通知書印刷製本封入封緘業務 (平成28年度分)	平成27年度から 平成28年度まで	3,802